

(株)扇島パワー扇島パワーステーションに係る 環境影響評価方法書に対する勧告について

平成16年7月13日
経 済 産 業 省
原子力安全・保安院

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、扇島パワーステーションに係る環境影響評価方法書について、(株)扇島パワーに対し、環境保全の観点から勧告を行った。

勧告内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所：神奈川県横浜市鶴見区扇島2番1、2番5、4番1
- ・ 出 力：129万kW（1号機43万kW、2号機43万kW、3号機43万kW）

2. これまでの環境影響評価に係る手続き

環境影響評価方法書受理	平成16年 1月22日
住民等意見の概要受理	平成16年 3月24日
東京都知事意見受理	平成16年 5月26日
神奈川県知事意見受理	平成16年 6月21日

問合せ先：電力安全課 高取、沼倉
電話03-3501-1742（直通）
03-3501-1511（代表）
4921（内線）

【(株) 扇島パワー扇島パワーステーション勧告内容】

環境影響評価項目について

陸域に生息する動物及び陸域に生育する植物については、対象事業実施区域内の現地調査を実施したものの、一部に重要な種が確認されたことから、現地調査を追加実施し、その結果を踏まえて、陸域に生息する動物に係る重要な種及び注目すべき生息地、陸域に生育する植物に係る重要な種及び重要な群落、並びに地域を特徴づける生態系を環境影響評価項目として選定するか否かを検討すること。

環境影響評価手法について

- (1) 工事用資材等の搬出入に伴う大気質については、資材運搬船から排出されるばい煙による大気質への影響が考えられる場合には、資材運搬船から排出されるばい煙についても調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 施設の稼働に伴う大気質については、定格出力運転時のみならず、当該発電所のガスタービンの起動から定格出力運転に至るまでの低負荷域及び定格出力運転から停止に至るまでの低負荷域の窒素酸化物排出濃度が高くなることから、これらの低負荷域における窒素酸化物についても検討し、必要に応じ予測・評価を行うこと。